

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

青年のネットワークを作り若い力で商売伸ばそう！！

業者青年に魅力ある民商をつくらう！

6月20日（金）19時から、愛青協総会が「キッチンアラグサ」で開催され、17名が参加しました。北部民商からは、大谷光徳さん（防水工事業、33歳）と事務局2名が参加。愛青協の小松事務局長（小牧民商）が進行し、千草事務局員（東部）が方針案を報告。決算・予算案を奥村事務局員（港民商）が報告しました。役員としては、井上議長、小松事務局長が再任され、北部民商の鈴木さんが幹事に選出されました。総会後は、美味しい料理を食べながら、交流。



北部民商から参加した大谷さんは、「民商に入って数年たつけど、青年部が何をやるどころなのか分からない」と。一緒に参加した事務局から「業者青年が、やりたいこと、勉強したいことをすればいいんだよ」「予算もあるしね」と話すと、「そうなんです」「法人化に向けて勉強したい」と語りま



相続放棄

弁護士 村上 光平（名古屋北法律事務所）

「亡くなった父宛の借金の督促状が届いた」これは相続問題で実際によくある相談のひとつです。親族の死後、思いもよらない借金が発覚し、驚きとともにパニックになる相続人も少なくありません。督促状に焦って、言われるがまま支払ってしまう前に、まずは落ち着いて弁護士に相談しましょう。支払ってしまったら、そのまま放置すると、取り返しのつかないことになってしまう場合があります。

相続と聞くと「財産がもらえる」というイメージを持つ方も多いでしょう。しかし実際には、プラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も相続することになります。結果として、自分に返済義務が生じてしまうのです。

そうしたリスクに備えるために知っておきたいのが「相続放棄」という制度です。相続放棄とは、被相続人の財産を一切引き継がないという意思を家庭裁判所に申し出る法的手続きのことです。

ただし、注意点がいくつかあります。相続放棄は被相続人の生前に行うことはできません。また、他の親族に「私は相続しない」と伝えるだけでは足りず、必ず家庭裁判所での手続きが必要です。さらに、相続放棄には期限があり、原則として「相続の開始を知ってから3か月以内」に手続きをしなければなりません。期間経過後でも可能な場合もあるので一度弁護士に相談をすることをお勧めします。突然の相続トラブルに巻き込まれないためにも、相続に関する基本的な知識を持ち、いざというときに適切な判断ができるよう備え

上半期の源泉所得税の納付を忘れずに！

従業員や青色専従者の源泉所得税を6か月ごとに納付している方は、上半期分（1月～6月分）を7月10日までに納めましょう。令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除、給与所得控除が引き上げられますが、税額表の変更はありませんので、これまで通りの処理で構いません。納期限を過ぎると、不納付加算税が発生しますので忘れずに納付しましょう。税額がゼロの場合も、納付書に記入して税務署へ提出します。

相談のある方は、早めに民商に連絡してください。